

学校に勤務する用務員による技能向上研修の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立の小学校、中学校、養護学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）に勤務する用務員による技能向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能向上研修の定義)

第2条 この要綱において「技能向上研修」とは、小学校等において用務員が行うべき業務について、小学校等単独では対処しきれない業務、または、非効率的になる業務が生じた場合、業務内容の高度化や能率の向上等を目的として、研修を実施する学校（以下「実施校」という。）以外の学校から用務員の派遣を受けて（以下、用務員を派遣する学校を「派遣校」という。）共同で実施する研修をいう。

(実施会場)

第3条 技能向上研修は、原則として、小学校等を会場に実施するものとする。

(実施計画)

第4条 実施校の用務員は、技能向上研修を実施しようとするときは、技能向上研修実施計画書（第1号様式）を、校長を通じて教育委員会教職員課長に提出し、承認を得るものとする。

第5条 実施校の用務員は、前条の承認が得られたときは、技能向上研修職員派遣依頼書（第2号様式）を、校長を通じて、派遣校の校長に用務員の派遣依頼を行うものとする。

(実施及び報告)

第6条 実施校の用務員は、参加すべき用務員の出席の確認、進行の管理及び研修終了を確認するとともに、速やかに技能向上研修実施報告書（第3号様式）を、校長を通じて、教育委員会教職員課長に提出するものとする。

(物品等の調達)

第7条 実施校の用務員は、技能向上研修に使用する器具、原材料等については、実施校及び派遣校において調達するものとし、各学校に配当されている予算の範囲内で有効に活用するものとする。

(安全対策)

第8条 実施校の校長は、技能向上研修の実施に当たり、作業実施者、児童または生徒、教職員及びその他来校者の安全について、十分な配慮を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。